

市議団速報

HP <http://www.jcp-niigata-shigidan.com> No.274

2021年6月30日
日本共産党新潟市議会議員団
電話 025-226-3450
FAX 025-223-7748
Mail jimukyoku@jcp-niigata-shigidan.com

6月議会

一般質問

新型コロナウイルス感染症の現状と対策、ワクチン接種、福祉施設等への市有地の貸付け、生理の貧困など6点について質問

— 渡辺 有子 議員 —

新型コロナウイルス感染症の現状と対策について

渡辺議員は、新型コロナウイルス感染症の第4波では変異株への入れ替わりが進み、子どもへの感染や若者の重症化が増えているが、本市の病床は確保されているのかと質問。

中原市長は、病院の入院だけでなく宿泊療養施設も確保しており、現在発生は落ち着いているが、引き続き医療ひっ迫とならないよう県と連携しながら対応していくと答えました。

また渡辺議員は、消費税を財源とし、病床を削減した病院に支援する内容を盛り込んだ医療制度改革関連法が成立したが、これは感染症病床確保対策と逆行する



渡辺 有子 議員

ものであり、市民の命を守ることができなくなるのではないかと問いただしました。

中原市長は、持続可能な医療体制を保持するためには中長期的な視点に立った地域医療構想の議論をすすめることが重要だと述べるにとどまり、市民の命を守る立場を示す答弁はありませんでした。

希望する人全員が

まちがいなくワクチン接種を

渡辺議員は、政府のワクチン接種計画は、国民の生活実態や自治体・医療機関等の状況を考慮せず、自治体に丸投げしたため混乱を招いたと指摘。本市もその対策と対応に迫られ、日々状況が変わっているが、希望する人は全員、間違いなく接種できるように取り組むべきと強調しました。その上で、集団接種会場の医師等の確保や、移動が困難な高齢者のために身近に集団接種会場を整備することなどを求めました。

野島保健衛生部長は、ワクチン接種の加速化のために、大規模な集団接種会場への送迎バスの実施や、区ごとに小規模な集団接種会場の増設を検討しているとしました。また、高齢者の通所・居宅事業所の従業員、

障がい者の通所施設の職員・利用者の優先接種を実施し、学校・保育園・学童保育の職員についても早期に接種できるように計画しているとしました。

飲食店等へのさらなる支援を

渡辺議員は、新型コロナウイルス感染症拡大で経営危機が続く宿泊・飲食業は深刻な状態にあり、売り上げが減っている業者へのさらなる支援をすべきであり、「地域のお店応援商品券」は申込者全員にわたるよう求めました。

中川経済部長は、感染拡大は様々な業種の企業経営に影響が及び、とりわけ飲食業は長期にわたって売り上げの減少が続いているとして、ワクチン接種の加速化を最優先に、売り上げ拡大を後押しすると答えました。また、「地域のお店応援商品券」の経済効果は認識しており、増冊について検討していくとしました。

福祉施設等への

市有地貸付は原則無償に

渡辺議員は、NPO法人が運営する重度障がい者の小規模通所作業所への市有地・建物の貸付は原則

無償とすることが行政の責任だと厳しく指摘。行政改革のもと無償貸付けをやめ、有償にして25%だけ減免する方針は見直すべきであり、障がい者・家族に寄りそう支援にすべきだと強く求めました。

佐久間福祉部長は、市有地・建物の貸付けは適正な対価を徴収することが原則だとしましたが、障がい者福祉施設の取扱いについては慎重に判断していきたいと答えました。

生理の貧困について

渡辺議員は、生理の貧困がクローズアップされている背景には、新型コロナウイルス感染症による経済的な困窮があり、生理用品を買えず登校を控える子どもたちがおり、学習権の侵害、人権にかかわる問題になっているとしました。政府が学校を含む提供を通知した4月以降、保健室や学校トイレに設置する自治体が増えていることを示し、本市でも設置を求めました。

井崎教育長は、保健室に生理用品を備えており、さらに学校のトイレへの設置は、既に実施している自治体の状況や学校現場の声を聴きながら、より有効な方策を検討すると答弁しました。



新潟市が自衛隊への「紙媒体」も含めた名簿提供を引き続き検討と答弁

— 6月議会で翔政会（自民系）議員2氏の質問に市長答弁 —

6月議会で2人の翔政会(自民系)議員から、「自衛官の募集事務への協力について」の質問がされ、市は18歳・22歳になる人の氏名・住所を「紙媒体」を含め提供することを検討していることを明らかにしました。自民系の議員は自衛隊への名簿提供には協力すべきの立場で議会質問を行いました。青年・婦人・市民団体などの反対の声に、市も慎重に検討する対応になっています。6月議会の一般質問での翔政会議員と市長答弁の要旨を紹介します。

質問 自衛官等募集事務への協力についての結論は？

答弁 自衛官等募集事務への協力については、自衛隊新潟地方協力本部からの募集対象者情報提供依頼に対し、住民基本台帳法の規定に基づき、一部写しの閲覧で対応してきました。

昨年来、自衛隊への提供について検討を進め、提供する項目はこれまでの氏名、生年月日、性別及び住所の閲覧4項目に対し、氏名及び住所の2項目に限定し、提供形式は紙媒体を含めて検討しています。

提供にあたっては、対象情報を適切に取り扱うよう、自衛隊と覚書を締結するとともに、提供を望まない方への配慮として、当該の市民情報を除外することで考えています。

質問 自衛官等の募集対象者情報提供の進捗状況と今後の対応は？

答弁 自衛官募集に対してこれまで以上に協力すべきとのご意見をいただき、3月に市議会に「翌年度18歳及び22歳となる方の氏名、住所」を電子媒体で提供するとの素案を示しました。

今後の対応については、提供を望まない方の情報を除外した上で、紙媒体も含めた提供について検討していきます。情報提供の方法が決まり次第、市報やホームページ等で市民周知に努めていきます。



2021年5月に出された「平和と民主・社会進歩をめざす新潟県の会(革新懇)」「自由法曹団新潟支部」の声明を紹介します。

「新潟市が予定している自衛隊への電子媒体での名簿提供は住民基本台帳法に違反。即刻中止を」

声明要旨

●これまでの住民基本台帳の写し閲覧自体も住民基本台帳法に違反

住民基本台帳の閲覧は自衛隊法第29条1項及び同法35条を根拠に請求され、これまで中学生(15歳達年齢)の個人情報を一括に閲覧させているが、自衛官等の採用は18歳以上とされており、個別の進路指導の目的・必要性を超えて閲覧させることは、住民基本台帳法(住基法)11条1項の主旨を超えており、新潟市個人情報保護条例にも違反する。

●磁気データで個人情報を自衛隊に提供することは憲法13条違反

個人識別情報を含め、個人情報をみだりに第三者に提供されないことは、プライバシーの権利として憲法13条が保障する基本的な人権として保護されると、最高裁判例が認めている。また、電磁的記録で提供される個人情報は、紙媒体と異なり、情報が広範囲に拡散され、様々な用途に利用されやすく、永続的に情報が蓄積されやすい。憲法13条が保障するプライバシーの権利を侵害し、住基法に明らかに違反する。

●住基法は電磁記録による個人情報の提供(交付)を認めていない

政府は、自衛隊法第97条1項及び自衛隊法施行令120条の「防衛大臣は、自衛官又は自衛隊候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市長村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」を根拠に、自衛官募集の「資料」として提供を求めている。しかし、住基法は11条1項又は12条の2で「住民票の写し」の閲覧又は交付しか認めておらず、個人情報を紙媒体や磁気データで自衛隊に提供することは住基法に違反する。

よって、新潟市が行おうとしている紙媒体又は電磁的記録による住民基本台帳の個人情報の提供を中止すべきである。

